

# みしま観光協会会則

(名 称)

第1条 本会は、みしま観光協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、長岡市三島支所産業建設課に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の協力と積極的な活動により、三島地域の観光事業の振興発展を図り、地域の文化・経済向上に努め、うるおいのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の開発促進を図ること。
- (2) 宣伝及び観光客誘致に関すること。
- (3) 観光施設の整備充実と調査研究。
- (4) 会員の経営及び資質の向上を図るための指導及び研修。
- (5) その他、目的達成に必要なこと。

(会 員)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 地域内外に居住する個人及び、地域内外に所在する事業所または団体で、本会の趣旨に賛同するもの。
- (2) 賛助会員 前1号のほか本会の趣旨に賛同する個人、事業所または団体。

(会 費)

第6条 会員は、本会の目的達成のため運営に協力し、本会の維持のため別表により会費を負担するものとし、毎年6月末日までに納入するものとする。

(入 会)

第7条 この会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員で退会しようとするものは、その旨を会長に届出て、退会することができる。

2 既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 前項の役員のほか、総会の承認を得て顧問及び名誉会長を置くことができる。

(役員を選任及び任期)

第10条 本会の会長、副会長、理事、監事は、総会において正会員の中から選出する。

2 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、会務を掌理する。

4 監事は、会計並びに業務状況を監査する。

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、会長が招集し議長となる。

(総会)

第13条 総会は、年1回とし、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。ただし、必要があるときは臨時に開くことができる。

2 総会は次に掲げる事項を議決する。

(1) 会則の制定又は変更

(2) 規約等の制定、変更又は廃止

(3) 事業計画及び収支予算の決定

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) その他本会に関する重要な事項

3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。

4 総会の議事は、出席者の過半数により議決され、賛否同数の場合には、議長の決するところによる。

5 非常事態等、会員が一堂に参集できない場合は、書面による審議、表決をし決議する。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 理事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

3 理事会は次の事項を審議、処理する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から委任された事項

(3) その他会務の運営執行に関する事項

(専門委員会)

第15条 協会の目的及び事業達成のため、理事会の承認を得て必要に応じ専門委員会を設置することができる。

(会計)

第16条 本会は、次の収入によって運営するものとする。

(1) 会費

(2) 寄付金

- (3) 補助金
- (4) その他収入  
(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第18条 この会則に規定するもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(細 則)

第19条 本会の会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成17年10月21日から施行する。  
但し、総会の承認を経た後、施行する。
- 2 平成17年度の会計年度は、総会の日から平成18年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の役員任期は、第10条第2項の規定にかかわらず、成立の日から2007年の総会までとする。
- 4 改正後の会則は、平成18年6月10日から施行する。
- 5 改正後の会則は、平成27年6月1日から施行する。
- 6 改正後の会則は、平成29年6月1日から施行する。
- 7 改正後の会則は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

年 会 費

区 分		金 額
正 会 員	個 人	3,000 円
	個 人 事 業 所	3,000 円
	法 人 事 業 所 及 び 団 体	5,000 円
賛 助 会 員	個 人 及 び 個 人 事 業 所	3,000 円
	法 人 事 業 所 及 び 団 体	10,000 円